

高知市販路拡大サポート事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知市販路拡大サポート事業費に係る補助金の交付に関し、高知市販路拡大サポート事業費補助金交付要綱（令和5年4月10日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業の制限)

第2条 要綱第4条に規定する補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動又は選挙活動に関するもの
- (3) 人権侵害、差別、名誉毀損となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 虚偽、誇大であるなど、過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 市の事業、市が推奨していると誤解させるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 美観風致その他公益性を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 公衆に不快の念、危害を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が事業として不適當であると認めるもの

(他部局への意見聴取)

第3条 前条に規定する補助対象事業の制限について、疑義がある場合は、他部局の意見等を求め、判断するものとする。

(定義)

第4条 要綱第2条第4号に定義する見本市、第2条第6号に定義するコンテスト及び第2条第7号に定義するセミナーは、企業間取引を目的として法人格を有する団体が主催するもの、又は公共的団体が主催、共催、後援等をするものに限る。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は要綱第5条に定めるものとし、その細目は別表1に掲げるものとする。

(旅費)

第6条 要綱第5条第1号ウの補助対象経費については、申請者が定める自社の旅費規程又は実際の出張に要した実費のいずれか少ない方の額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、宿泊料については、旅行業法（昭和27年法律第239号）に定める企画旅行（運送代金と宿泊代金が一式となった旅行商品）を除き、別表2に掲げる額を補助対象経費の上限とする。

(申請回数の制限)

第7条 複数の中小企業者について、代表者又は所在地（個人の場合は住所）が同一の場合は、いずれか1の中小企業者についてのみ、申請できるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月29日から施行し、改正後の高知市販路拡大サポート事業費補助金実施要領の規定は、令和5年4月10日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年3月27日から施行し、改正後の高知市販路拡大サポート事業費補助金実施要領の規定は、令和6年4月1日から適用する。

別表 1

区 分	補助対象経費	補助金額	備 考
見本市出展事業	対面式見本市 (1) 小間料 (2) 小間装飾料 (3) 備品借上料 (4) 電気水道使用料 (5) 製品運搬料 (6) その他(カタログ掲載料, 通訳料, 人材派遣会社等に依頼した販売補助員経費) (注) 人件費, 旅費, 物品購入費及びサンプル費, ポスターやチラシの印刷費等は除く。	(1) 補助対象経費の2分の1以内の額。ただし, 海外見本市への出展1回あたり20万円, 国内見本市への出展1回あたり15万円, 他の公共団体等を通じての国内見本市への出展1回あたり5万円を限度とする。 (2) 補助対象となる見本市への出展回数は2回を限度とする。 (3) オンラインと併用して補助を受けることはできない。	(1) 同一会計年度内において, 見本市出展事業・外商促進事業・広告掲載事業をそれぞれ申請することは可能とする。 (2) 補助対象経費の額は, 消費税及び地方消費税を除く額とする。
	オンライン見本市 (1) 展示会登録料, ページ掲載料, 商談機能使用料等 (2) 動画等のコンテンツ作成費用, コンテンツ掲載料等	(1) 補助対象経費の2分の1以内の額。ただし, 見本市への出展1回あたり10万円, 他の公共団体等を通じて出展する場合, 1回あたり2万5千円を限度とする。 (2) 補助対象となる見本市への出展回数は1回を限度とする。 (3) 対面式と併用して補助を受けることはできない。	(3) 他の補助金等の交付決定を受けた経費は対象としない。 (4) 補助金額に千円未満の端数が生じたときは, これを切り捨てるものとする。
旅費	(1) 交通費(公共交通機関及び自動車の利用に係る用務地までのE T C利用料金) (2) 宿泊費(前泊・後泊を含む対象の対面式見本市の開催期間中に係るものに限る。) (注) ・申請者又は申請者が直接雇用している従業員に係るものを対象とする。 ・公共交通機関に係る交通費については, 高知県内の移動に係るものを除く。 ・タクシー, 地下鉄, レンタカー等の現地交通費を除く。 ・グリーン席等の特別料金を除く。 ・航空運賃は普通航空運賃を対象とする。 ・E T C料金については, 高知市から用務地までの料金の往復分(一度流出する場合はその地点までの料金)を対象とする。ただし, 市長が特に認めた場合はこの限りではない。 ・E T C料金については, 申請者名義のカードで支払いした料金のみを対象とする。 ・旅行業法(昭和27年法律第239号)に定める企画旅行(運送代金と宿泊代金が一式となった旅行商品)の場合で, 対象の対面式見本市の前後に商談等の用務が発生する場合の料金については, 見本市出展に係る日数分の経費のみを対象とする。	(1) 補助対象経費の2分の1以内の額。ただし, 見本市への出展1回あたり2名分までの経費を対象とし, 海外見本市への出展の場合は1人あたり7万5千円, 国内見本市への出展の場合は1人あたり2万5千円を限度とする。 (2) 補助の対象となる見本市への出展回数は2回を限度とする。	

外商促進事業	コンテスト申込料	外商促進に資するコンテストへの申込料。ただし対象となるコンテストについては、4月1日から翌年3月末日までに全ての審査行程・結果発表が終了するものに限る。	(1) 補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、1回あたり5万円を限度とする。 (2) 補助対象となるコンテストへの申込回数は1回1商品を限度とする。
	セミナー受講料	外商促進に資するセミナーを受講するための受講料。ただし対象となるセミナーについては、以下のとおりとする。 ・営業・マーケティングに関するもの ・生産・物流に関するもの ・貿易に関するもの ・その他・外商促進に資するものとして市長が認めるもの (注) ・申請者又は申請者が直接雇用している従業員に係るものを対象とする。	(1) 補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、1回あたり5万円を限度とし、補助上限金額の範囲内であれば、複数人の受講料を対象とする。 (2) 補助対象となるセミナーの受講回数は1回を限度とする。
	栄養成分検査料等	自社開発商品の成分、品質、安全性に係る検査に関するもののうち、要綱第1条に規定する目的を達成するために必要と認められるもの。新製品に限らず、既存の商品の表示の更新についても対象とする。	(1) 補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、1回あたり5万円を限度とし、補助上限金額の範囲内であれば、対象検査項目は1つに限らない。 (2) 補助対象となる栄養成分検査等の回数は1回を限度とする。
広告掲載事業	新聞紙・雑誌媒体	広告掲載料（媒体への掲載に係る費用をいう。以下同じ。）。ただし、広告デザイン料を除く。 (注) 地方の新聞・雑誌・業界紙への掲載料は除く。	(1) 補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、20万円を限度とする。 (2) 補助対象となる広告掲載は1回を限度とする。

別表2

		甲地方		乙地方	備考
宿泊料 (円/1泊)		10,900 円		9,800 円	<ul style="list-style-type: none"> 固定宿泊施設に限る。固定宿泊施設とは、移動しない施設であり、ホテル、旅館等宿泊することのできる固定施設のこと。 列車又は自動車中の宿泊などは補助対象外。
地域区分	国内	東京都	特別区	左記以外	
		神奈川県	横浜市, 川崎市, 相模原市		
		大阪府	大阪市, 堺市		
		その他 県庁 所在地	札幌市, 青森市, 盛岡市, 秋田市, 山形市, 仙台市, 福島市, 前橋市, 宇都宮市, 水戸市, さいたま市, 千葉市, 甲府市, 新潟市, 富山市, 岐阜市, 長野市, 静岡市, 金沢市, 福井市, 名古屋市, 津市, 大津市, 奈良市, 京都市, 和歌山市, 神戸市, 鳥取市, 岡山市, 広島市, 山口市, 松江市, 高松市, 松山市, 徳島市, 福岡市, 佐賀市, 長崎市, 熊本市, 大分市, 宮崎市, 鹿児島市, 那覇市		
	国外	北米	ロサンゼルス, ニューヨーク, ワシントン, サンフランシスコ		
		欧州	ジュネーブ, ロンドン, パリ, モスクワ		
		中近東	アブダビ, ジッダ, クウェート, リヤド		
		アジア	シンガポール		
		アフリカ	アビジャン		